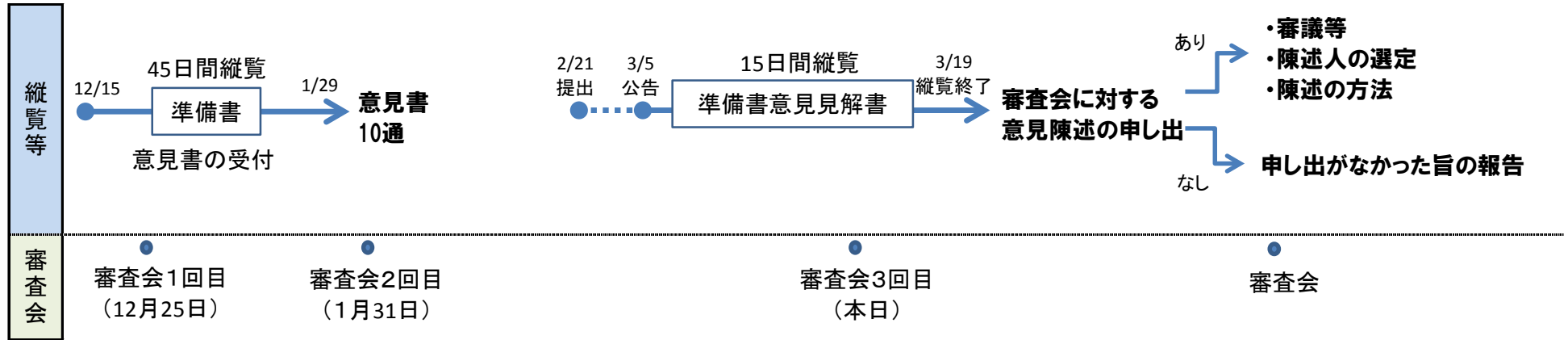


(仮称) 東高島駅北地区C地区棟計画 環境影響評価準備書
に係る準備書意見見解書について



アセス条例 抜粋	アセス条例規則 抜粋
<p>(準備書意見見解書の作成等)</p> <p>第29条 事業者は、前条第2項の規定により準用する第20条第2項の規定による意見書の写しの送付を受けた場合は、前条第1項の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての見解を記載した書類(以下「準備書意見見解書」という。)を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、意見書の提出がなかったときは、この限りでない。</p> <p>2 市長は、準備書意見見解書の提出を受けたときは、その旨を公告し、当該準備書意見見解書の写しを当該公告の日から起算して15日間一般の縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。</p> <p>(市民等からの意見聴取)</p> <p>第30条 対象市民等は、審査会に対し、前条第2項の縦覧期間内に、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出ることができる。</p> <p>2 審査会は、前項の規定による申出があった場合において、準備書の調査審議に際し必要があると認めるときは、意見の聴取を行うものとする。</p>	<p>(準備書意見見解書の記載事項等)</p> <p>第28条 条例第29条第1項の準備書意見見解書(以下「準備書意見見解書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 条例第28条第1項の意見の概要 (2) 前号の意見についての事業者の見解 (3) その他市長が必要と認める事項 <p>(意見陳述の申出等)</p> <p>第30条 条例第30条第1項又は第59条第4項の規定により、横浜市環境影響評価審査会(以下「審査会」という。)に対し、環境の保全の見地からの意見を述べたい旨申し出る者は、次に掲げる事項を記載した申出書を審査会に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 第20条第1号に掲げる事項 (2) 対象事業又は条例第2条第2号の法対象事業(以下「法対象事業」という。)の名称 (3) 陳述しようとする意見の概要